

補助金調書

補助金名	住宅市街地総合整備事業補助金				担当課 (連絡先)	住宅都市局地域まちづくり推進部まちづくり推進室 (TEL 092-711-4285)
交付先	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 団体	共同住宅の建設等を行う者			区分	建設費に対する補助金
交付先決定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		通年(時期は年による)		
(公募の場合) 応募要件	国の制度要綱に基づき、市長が策定した整備計画に定める整備地区内において、交付要綱に定める整備基準等に適合する共同住宅の建設を行うもの					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和63	年度	経過年数	35	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 快適な居住環境の創出、良質な市街地形成の促進等を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 【補助対象事業】 共同施設整備等 (共同住宅の建設費のうち、廊下や階段、エレベーター等の共用通行部分及び、駐車場、緑地、広場等の共同利用施設に係る整備費の一部について補助を行う。)					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	事業継続の必要性及び継続の可否について検証を行った結果、香椎・臨海東地区住宅市街地総合整備事業に係るアイランドシティにおける共同施設整備等補助は、令和6年度まで継続することを決定したため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input checked="" type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 市の予算の範囲内において、補助対象事業費のうち、2/3を補助する。 (共同施設整備等補助については予算の範囲内の補助とする。) <根拠要綱> 福岡市住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	4 件	6 件	8 件		
	571,806 千円	689,780 千円	905,640 千円	1,176,258 千円		
前年度補助事業の主な実施概要	共同施設整備等補助 ○継続事業4件					
補助金交付による効果	交付要綱で定める住宅整備基準等により、住戸面積や歩行者空間の確保など、基礎的な居住水準の向上が図られるとともに、良質な市街地形成を促進し、快適な居住環境の創出に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。